

(別紙)

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 最終報告書案」について、意見提出の機会が設けられたことに感謝申し上げます。

弊社の意見を以下のとおり提出しますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

1. 事業者が自主的な対応として行う役務提供の拒否などについては、通信の自由の観点から、正当事由の整理、通信の秘密との関係などについて、十分な議論を要すると考えます。

また、この議論のもと、各事業者の自主的判断に資する情報（正当事由に該当すると思われる場合の例示、フィルタリング等に関する法令解釈のポイントなど）を提供するなどの支援をいただきたいと考えます。

【理由】

電気通信事業者の使命は、利用者の通信の秘密を守り、内容をそのまま受信者に伝えることです。（案 p40）

役務提供拒否等の自主的対応はこの原則の例外を作るものであり、十分な議論が行われなまま広範に行われれば、自由で円滑な電気通信サービスの利用が妨げられるなど、国民生活に大きな不利益をもたらす可能性があります。（特に、単に「迷惑」であるというだけで電気通信サービスの利用を止められるような流れに進みかねないことについては、強い危惧を感じるものです。）

このため、役務提供拒否の正当事由などについて十分な議論を行い、それをもとに各事業者が自主的な判断に資する情報を提供するなどの支援が必要と考えます。

2. 迷惑メール送信者の排除は、最終的には法律に従って行政処分ならびに刑罰によって行われるのが本来の姿と考えます。行政処分が機能していない現状に対し、仮に事業者による役務提供拒否を安易な代替手段として期待されるようなことがあれば、筋違いと考えざるを得ません。

【理由】

電気通信事業者の使命に鑑み、仮に通信内容が迷惑な（さらには違法な）内容であったとしても、それについて事業者が何らかの判断をしたり、差出しを差し止めるなどの行為が許されないことは言うまでもありません。

これらは事業者の責務（権限の範囲）ではなく、迷惑行為は法律に基づいた行政処分や刑罰などによって対処されるべきものです。

現状として行政処分等が機能しておらず、一般利用者にその代替手段として役務提供拒否を位置付けられてしまっていることについては、通信の自由との関係で強い危機感を覚えます。仮に行政処分の安易な代替手段として役務提供拒否が期待されるようなことがあれば、筋違いと考えざるを得ません。

さらに、今後「迷惑な」通信の役務提供拒否による排除に重点がおかれてしまえば、利用者が行政庁および司法によるきちんとした手順を経ないまま電気通信サービスの提供を拒否されることとなり、適正手続の確保の観点からも大きな問題があると考えます。

3. そもそも、「渡り」による送信が止められない以上、各事業者の役務提供拒否に期待することには限界があります。法執行の強化に力点を置いた対策を望みます。

【理由】

日本では多数の電気通信事業者が活発な競争を繰り広げることで、安価で高品質のサービスが提供されて

おり、消費者は競争の計り知れないメリットを享受することができています。

一方このことは迷惑メール送信者の「渡り」が容易になることにつながっており、利用停止を受けた利用者が直ちに他の ISP に渡り歩き送信を繰り返すことにつながっています。個別の事業者による「もぐら叩き」的な対応には実効性が全く期待できず、受信者も ISP 事業者も時間を空費するだけです。

事業者間の連携による取り組みについても、契約者情報を交換するスキームにはプライバシーの問題など解決すべき点が多く、今すぐにできるようなものではありません。

結局のところ、電気通信事業者における対応にはそもそも限界があり、送信者に対する強力な法執行こそが解決策であると申し上げざるを得ません。

4. アクセス系サービスを提供する事業者と ISP 事業者が共同して迷惑メール対策が行えるスキームを検討すべきです。

【理由】

現在の ISP 事業者のサービス提供スキームでは、対エンドユーザのサービスを 1 社が提供しているとは限らず、例えば NTT 地域会社のフレッツ網との相互接続により提供されるサービス、ホールセール型などによる提供が広く行われています。

特にフレッツサービスについては、実質的にインターネットに接続するためのサービスであり、ログイン ID を替えるだけで ISP を渡り歩くことが可能です。また、ISP 事業者において設置場所や回線名義人等の把握可能性が低く、借名・仮名契約が現実に行われてしまっていることから、NTT 地域会社と ISP 事業者が共同で迷惑メール対策を行う可能性を検討する必要があると考えます。

具体的なには、違法迷惑メールを理由に役務提供拒否を行った利用者の情報を ISP 事業者が地域会社に通知し、地域会社において利用停止等の事実が多い契約者に対してフレッツサービスの利用停止および一定期間の契約拒否を行うことのほか、次項で述べる ISP 事業者からの情報提供について、地域会社からもフレッツサービスの契約者情報を総務省に提供できるスキームなどが考えられるところです。

5. 措置命令等の行政処分について、ISP 事業者が契約者情報等を総務省に提供できるようなスキームを考えるべきです。

【理由】

特定電子メール法違反はほとんどが行政処分前置であるため、行政処分の適正な執行は迷惑メール対策の非常に大きな地位にあります。

しかし行政処分の件数は僅少であり、法執行が適切に行われているとはとてもいえない状況にあります。

行政処分が行われない背景に、送信者の情報を総務省が入手できないことがあります。現状では ISP 事業者がこれらの情報を総務省に任意開示することは容易ではありませんが、一定の要件のもと違法迷惑メール送信者の氏名・住所を総務省の求めに応じて開示することができれば、事業者として確固たる法執行に少しでも協力できるものと思います。

6. 新法 11 条の役務提供拒否については、「正当事由」が予想以上に広くなると考えられますので、各事業者の判断に資する具体的事例等を示していただきたいと考えます。

【理由】

新法 11 条の役務提供拒否は、その範囲が広がり各事業者の迅速な対応に大きく寄与することと考えますが、「正当な理由」の判断において対契約者(送信者)のトラブルが発生する可能性も予想されます。このため、各

事業者の判断に資する具体的事例等とその判断を総務省において示していただきたいと思ひます。